

印西市学校適正規模・適正配置基本方針

～ 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育むために ～

【素案】

平成28年8月

印西市教育委員会

目 次

◎ はじめに	1
I 基本方針策定にあたって	2
1 基本方針策定の趣旨	2
2 市がめざす学校教育	2
3 基本方針策定及び推進の流れ	3
II 市の概要	4
1 位置	4
2 地勢	4
3 沿革	4
4 市の人口推移	5
III 学校の概要	6
1 沿革	6
2 小・中学校の通学区域	7
3 児童生徒数の推移	8
4 小・中学校の児童生徒数及び学級数	9
5 最小規模校と最大規模校の児童生徒数の推移	10
6 宅地開発による影響	10
IV 学校適正規模の考え方	11
1 学校規模による学校教育への影響	11
(1) 小規模化することによる課題	11
① 教育指導面	11
② 学校運営面	11
(2) 大規模化することによる課題	11
① 教育指導面	11
② 学校運営面	11
2 学校適正規模の考え方	12
(1) 学校適正規模の視点	12
① 教育指導上の視点	12
② 学校運営上の視点	12
(2) 学校適正規模の区分	12
① 小学校	12
② 中学校	13
(3) 学校規模の状況	14
① 小学校	14
② 中学校	14

V	学校適正配置のあり方	15
1	学校適正配置の必要性	15
	(1) 印西市がめざす学校教育の観点から	15
	(2) 学校適正規模の観点から	15
	① 教育指導面	15
	② 学校運営面	15
2	学校適正配置の視点	16
3	学校適正配置の取り組み方	17
	(1) 学校適正配置の優先度	17
	(2) 学校適正配置の検討対象校	17
	(3) 学校適正配置の実施方策	18
	① 小規模校の対応	18
	② 大規模校の対応	18
4	検討対象校の学校適正配置シミュレーション	19
	(1) 永治小学校	19
	(2) 宗像小学校	20
	(3) 本埜第一小学校	21
	(4) 船穂小学校	22
	(5) 本埜第二小学校	23
	(6) 本埜中学校	24
	(7) 小倉台小学校	25
	(8) 原小学校	26
	(9) 木刈中学校	27
5	学校適正配置を進めるにあたっての留意事項	28
	(1) 児童生徒への配慮	28
	(2) 通学への配慮	28
	(3) 地域への配慮	28
	(4) 統合後の学校施設	28
◎	おわりに	29

◎ はじめに

印西市は、平成22年3月に印旛村及び本埜村と合併し、行政面積123.79km²、人口約9万人の新しい市に生まれ変わりました。合併後の学校数は、平成27年4月に印西市立牧の原小学校が開校したことにより、小学校21校、中学校9校の計30校となり、現在に至っています。

市教育委員会では、学校教育の基本理念である「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」の実現に向け、教職員の指導力向上はもとより、学習指導の充実や教育情報化の推進など、各種施策を展開してきました。

本市の児童生徒数の推移は、全国的に少子化が進む中、昭和59年に始まった千葉ニュータウン事業の宅地開発に伴う子育て世代の大幅な流入を背景に、平成9年度にピークを迎え、その後は平成22年度まで減少に転じたものの、近年は僅かながら増加の傾向がみられます。しかし、この児童生徒数の増加は、新たな宅地開発等が進められている市内の一部の地域に限られ、そのほとんどは少子化の進展などの影響から児童生徒数が減少しています。そのため、学校の小規模化と大規模化が同時に進行し、規模の差は年々拡大する傾向にあることから、学校の小規模化や大規模化によって生じる教育指導上及び学校運営上の課題を解消し、より良い教育環境を整え、教育の質の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

このような中、文部科学省は、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、小規模校の適正化に関する基本的な方向性や考慮すべき要素など、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けての新たな指針を示しました。

一方、市教育委員会は、平成27年4月に公立小・中学校の適正な配置について調査及び審議する「印西市学校適正配置審議会」を設置し、「印西市立小学校及び中学校の適正配置について」の諮問を行いました。

審議会では、市内小・中学校の現状把握はもとより、各地域の実情について理解を深めながら慎重に審議を重ね、「子どもたちの未来に向けてより良い教育環境を創造していくことが重要」とした上で、その結果を平成28年3月に答申いただきました。

本答申における学校適正配置のあり方については、本市がめざす学校教育や学校適正規模の観点から、学校適正配置の必要性や検討に向けた視点がまとめられており、また、学校適正配置の取り組み方については、審議対象校の選定や優先度、実施方策を整理するとともに、各審議対象校の望ましい配置と学校適正配置を進める際の留意すべき事項が提言されています。

印西市学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」という。）は、審議会からの答申を十分に尊重し、本市における小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方をまとめたものです。

印西市教育委員会

I 基本方針策定にあたって

1 基本方針策定の趣旨

印西市では、少子化の進展等により児童生徒数が減少している地域と、宅地開発等により児童生徒数が増加している地域が混在しており、小・中学校の小規模化と大規模化が同時に進行している状況にあります。このことは、子どもたちの教育環境・条件に不均衡を生じさせ、教育活動・内容に様々な影響を及ぼす恐れがあることから、学校規模により生じる教育指導上・学校運営上の課題を解消し、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

本基本方針は、これら市内小・中学校の現状を踏まえ、本市学校教育の基本理念の実現に向けた取り組みとして、学校適正規模及び適正配置の基本的な考え方と実施方策などを示したものです。

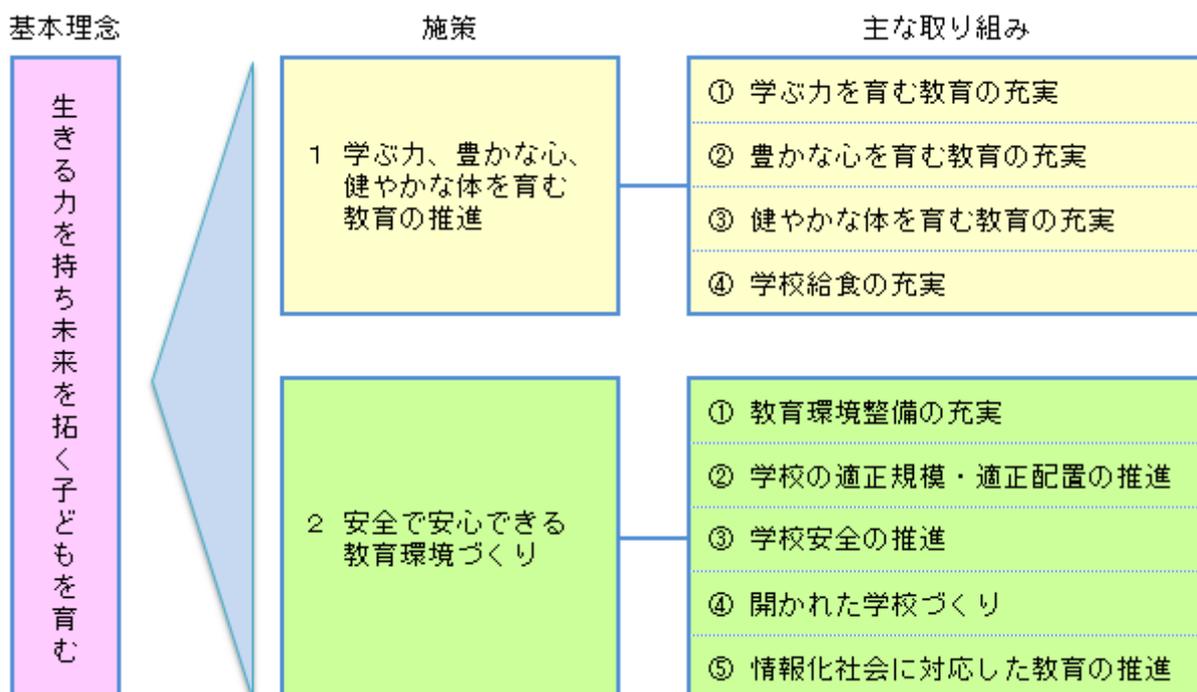
2 市がめざす学校教育

本市では、将来都市像を「ひと まち 自然 笑顔が輝く いんざい」と掲げた「印西市総合計画」の実現に向けて各種施策等を展開する中、平成28年度は「印西市第2次基本計画」（平成28年度から平成32年度）の初年度にあたります。

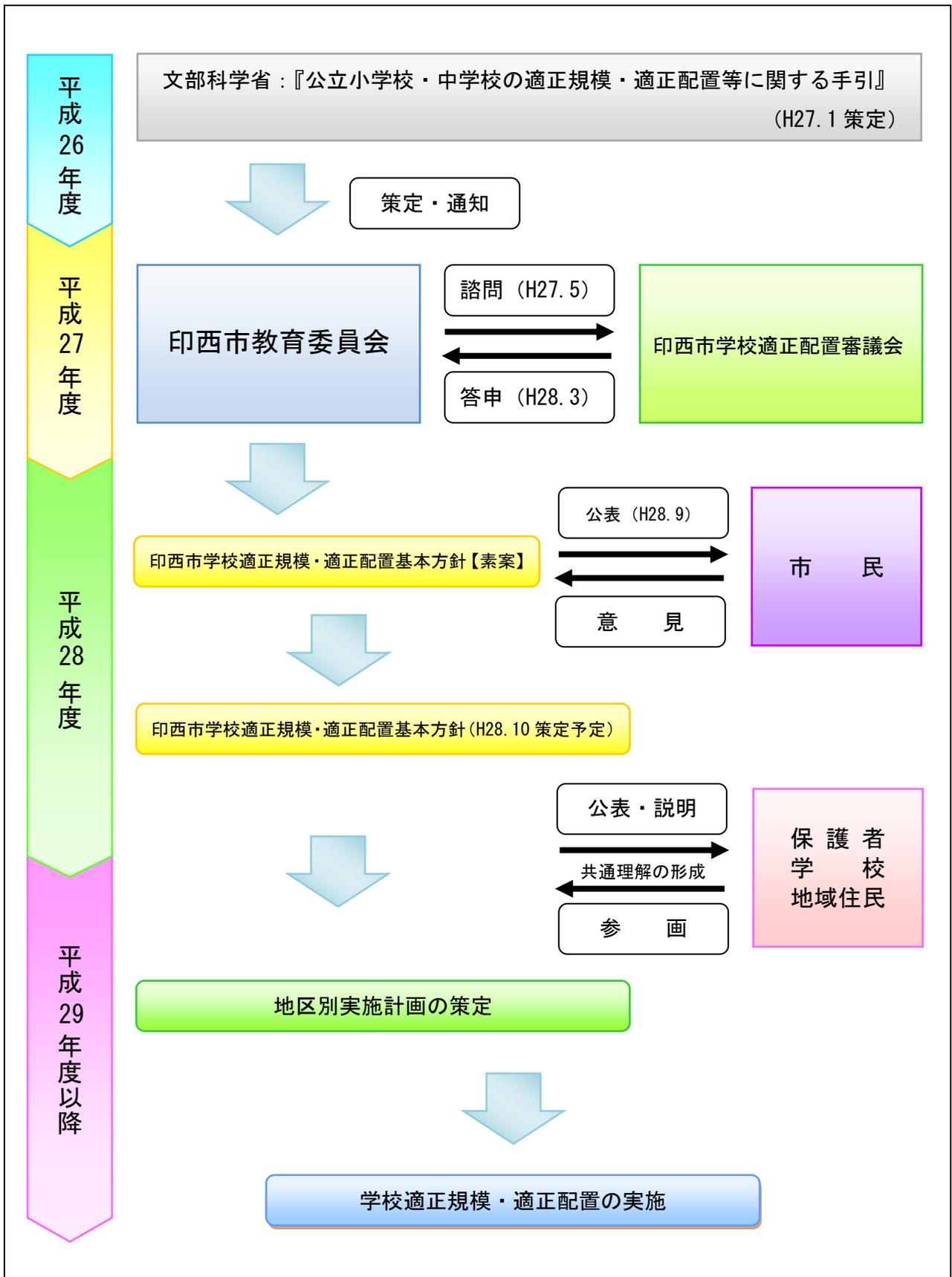
学校教育の分野では、変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちに、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、健康・体力の増進に向けた取り組みの推進により『生きる力』を身につけさせることが重要と考え、基本理念を『生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む』としています。

また、基本理念の実現に向けた施策として、「学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進」、「安全で安心できる教育環境づくり」を掲げ、様々な取り組みを進めています。

【印西市第2次基本計画における施策の体系『学校教育』】



3 基本方針策定及び推進の流れ



II

市の概要

1 位置

印西市は、千葉県の北西部、東京都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西部は柏市、我孫子市、白井市に、南部は八千代市、佐倉市、酒々井町に、東部は成田市、栄町に、北部は利根川を挟んで茨城県に接しています。

2 地勢

市域は、北部を利根川、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼に囲まれ、標高20～30m程の台地部と湖沼周辺の低地部から構成されています。台地部は、千葉ニュータウン事業により開発された市街地や山林、畑が広がっており、低地部は、恵まれた水辺環境により豊かな水田地帯が形成されています。また、台地部と低地部の境には、印旛沼や手賀沼などに流れ込む大小の河川の浸食作用によって枝状に形成された下総台地特有の谷津が広がり、里山と呼ばれる地域景観が見られます。



<平成28年5月1日現在>

面積：123.79 km²

人口：95,947人

世帯数：37,151世帯

3 沿革

印西市は、平成22年3月23日に印旛村及び本埜村と合併しました。

◆印西市◆

明治22年の市制町村制施行を受けて、木下町、大杜村（大正2年から大森町）、船穂村、永治村が誕生し、その後、昭和29年12月1日に、木下町、大森町、船穂村、永治村の一部が合併し、印西町となりました。平成8年4月1日には市制を施行し、平成22年3月23日に印旛村と本埜村を編入して現在に至ります。

◆印旛村◆

明治22年の市制町村制施行を受けて、12の村々が6か村ずつ合併し、六合村と宗像村が誕生し、昭和30年3月10日には、この2村が合併して印旛村が誕生しました。

◆本埜村◆

明治22年の市制町村制施行を受けて、龍腹寺村など7か村が合併して本郷村に、下井新田など17の新田が合併して埜原村になり、その後、大正2年4月1日に2村が合併して本埜村が誕生しました。

4 市の人口推移

本市の平成27年4月1日現在の人口は93,494人で、年少人口が13,897人（14.9%）、生産年齢人口が61,181人（65.4%）、老年人口が18,416人（19.7%）となっており、35年前の昭和55年の人口と比較すると、約3.1倍に増加しています。

人口増加の主な要因は、千葉ニュータウン事業の宅地開発によるもので、昭和59年の千葉ニュータウン中央駅圏の木刈・内野地区などへの入居が起点となっています。

また、年齢構成比の推移では、この35年間で生産年齢人口はほぼ横ばい傾向にあるものの、年少人口は5.9%減少し、老年人口は7.2%上昇しており、全国や県の数値と比較すると、その進行は緩やかなものの、本市においても少子高齢化の傾向が見られます。

【市の人口及び年齢構成比の推移】

年	市の人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
S55	29,970	6,235	20.8	19,990	66.7	3,742	12.5
S60	35,745	8,028	22.5	23,248	65.0	4,469	12.5
H2	55,131	13,341	24.2	35,892	65.1	5,882	10.7
H7	72,278	16,904	23.4	47,673	66.0	7,701	10.6
H12	79,780	15,636	19.6	54,410	68.4	9,530	12.0
H17	81,102	12,570	15.5	57,043	70.5	11,367	14.0
H22	88,176	12,802	14.5	61,063	69.3	14,193	16.1
H27	93,494	13,897	14.9	61,181	65.4	18,416	19.7

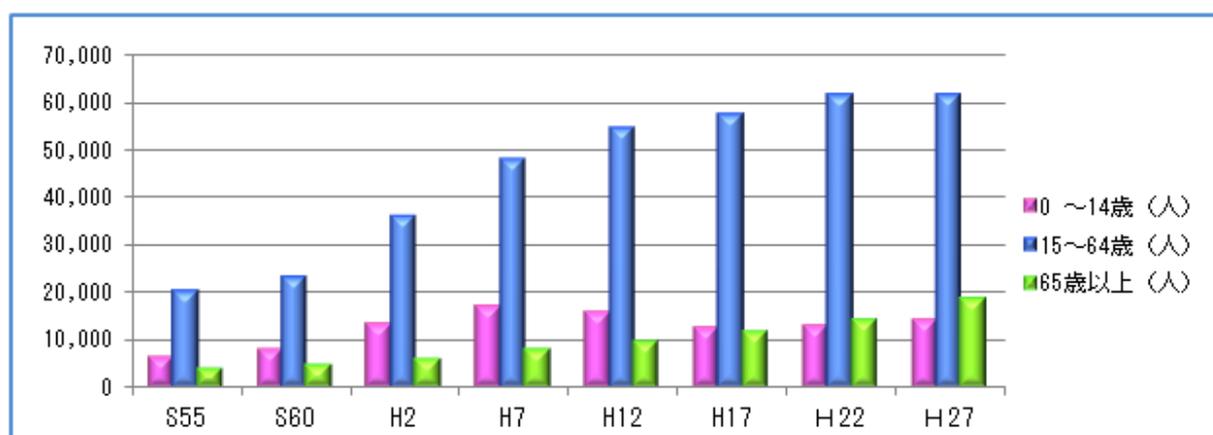
※「市の人口」欄の各年の人口には年齢不詳者が含まれている。

※S55～H22の人口は国勢調査の数値による。

※H27の人口は千葉県年齢別・町丁字別人口調査の数値による。

※合併前は、旧印旛村及び旧本埜村の人口を合算している。

※数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計は必ずしも一致しない。



※総務省統計局の平成26年10月1日現在の人口推計では、

全国の年少人口割合は12.8%、生産年齢人口割合は61.3%、高齢者人口割合は26.0%

千葉県の年少人口割合は12.6%、生産年齢人口割合は62.1%、高齢者人口割合は25.3%

2 小・中学校の通学区域

小学校区は大字を基本に複数の地域で構成しており、中学校区は小学校区を単位に2つから4つの小学校区で構成しています。

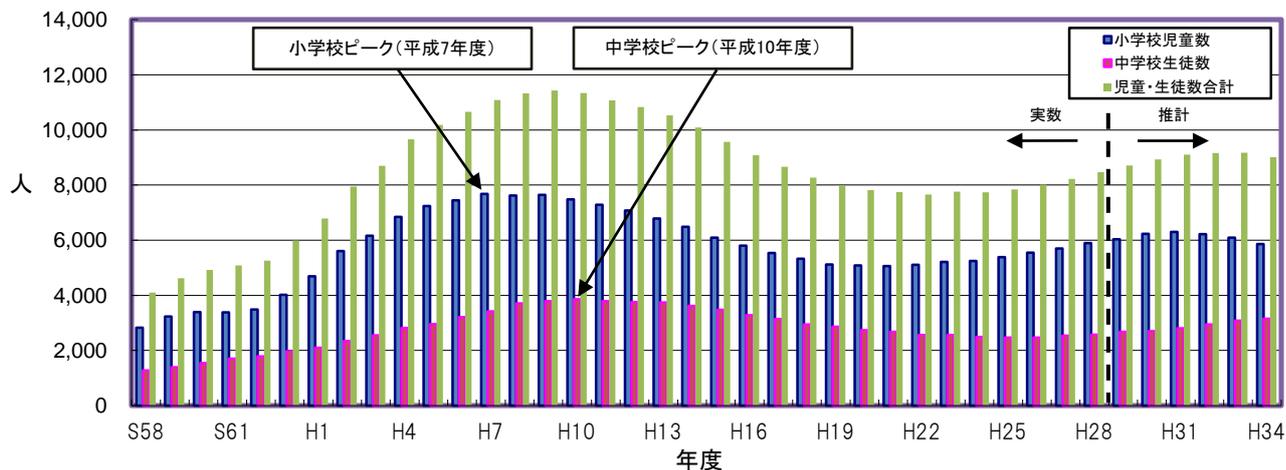
【小・中学校の通学区域（H28.4.1現在）】

中学校	小学校	通学区域
印西市立印西中学校	印西市立木下小学校	印西市竹袋、別所、宗甫、木下東一丁目、木下東二丁目、木下東三丁目、木下東四丁目、木下南一丁目及び木下南二丁目の全部の区域並びに木下及び平岡の各一部の区域
	印西市立大森小学校	印西市大森、鹿黒、亀成、浅間前、相島、鹿黒南一丁目、鹿黒南二丁目、鹿黒南三丁目、鹿黒南四丁目及び鹿黒南五丁目の全部の区域並びに発作、木下及び和泉の各一部の区域
	印西市立永治小学校	印西市浦部、白幡、浦幡新田、小倉、浦部村新田及び高西新田の全部の区域並びに和泉及び発作の各一部の区域
印西市立船穂中学校	印西市立船穂小学校	印西市武西、戸神、船尾、松崎、松崎台一丁目、松崎台二丁目、結縁寺及び多々羅田の全部の区域並びに草深の一部の区域
	印西市立高花小学校	印西市高花一丁目、高花二丁目、高花三丁目、高花四丁目、高花五丁目及び高花六丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域
印西市立木刈中学校	印西市立木刈小学校	印西市木刈一丁目、木刈二丁目、木刈三丁目、木刈四丁目、木刈五丁目、木刈六丁目、木刈七丁目、牧の木戸一丁目及び大塚三丁目の全部の区域
	印西市立小倉台小学校	印西市小倉台一丁目、小倉台二丁目、小倉台三丁目、小倉台四丁目、武西学園台一丁目、武西学園台三丁目、戸神台二丁目、中央南二丁目、中央北一丁目、中央北二丁目、中央北三丁目の全部の区域
印西市立小林中学校	印西市立小林小学校	印西市小林浅間一丁目、小林浅間二丁目、小林大門下一丁目、小林大門下二丁目及び小林大門下三丁目の全部の区域並びに小林及び平岡の各一部の区域
	印西市立小林北小学校	印西市小林北一丁目、小林北二丁目、小林北三丁目、小林北四丁目、小林北五丁目、小林北六丁目及び小林浅間三丁目の全部の区域並びに小林の一部の区域
印西市立原山中学校	印西市立内野小学校	印西市内野一丁目、内野二丁目、内野三丁目、戸神台一丁目及び中央南一丁目の全部の区域
	印西市立原山小学校	印西市原山一丁目、原山二丁目、原山三丁目及び泉の全部の区域
印西市立西の原中学校	印西市立西の原小学校	印西市西の原一丁目、西の原二丁目及び西の原三丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域
	印西市立原小学校	印西市原一丁目、原二丁目、原三丁目、原四丁目、東の原一丁目、東の原二丁目、東の原三丁目の全部の区域及び草深の一部の区域
印西市立印旛中学校	印西市立六合小学校	瀬戸、山田、吉高、萩原及び松虫
	印西市立宗像小学校	岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田、つくりや台一丁目及びつくりや台二丁目
	印西市立平賀小学校	平賀、平賀学園台一丁目、平賀学園台二丁目及び平賀学園台三丁目
	印西市立いには野小学校	美瀬一丁目、美瀬二丁目、舞姫一丁目、舞姫二丁目、舞姫三丁目、若萩一丁目、若萩二丁目、若萩三丁目及び若萩四丁目
印西市立本埜中学校	印西市立本埜第一小学校	戸崎、辺田前、荒野、角田、竜腹寺、滝、物木、みどり台、笠神の一部及び1区の一部
	印西市立本埜第二小学校	笠神の一部、1区の一部、2区、3区、和4区、5区、6区及び7区
印西市立滝野中学校	印西市立滝野小学校	滝野地区全域及び草深の一部の区域
	印西市立牧の原小学校	牧の原一丁目、牧の原二丁目、牧の原三丁目、牧の原四丁目、牧の原五丁目、牧の原六丁目、牧の台一丁目、牧の台二丁目、牧の台三丁目の全部の区域及び草深の一部の区域

3 児童生徒数の推移

本市の児童生徒数は、昭和59年に始まる千葉ニュータウンの入居に伴って増加し、小学校で平成7年度、中学校で平成10年度をピークに減少に転じています。その後、小学校で平成21年度、中学校で平成25年度に下げ止まり、その後は僅かながら増加傾向に転じています。

なお、この児童生徒数の増加は、千葉ニュータウン内の一部の地域に限られ、その他の多くの小・中学校では小規模化が進んでいることから、学校規模の差は年々拡大しています。



※合併前は、旧印旛村及び旧本埜村の児童生徒数を合算している。

※H29以降の児童生徒数は、H27に実施した児童生徒数等推計業務委託の推計値(UR都市再生機構の未処分地を除く)を加味

4 小・中学校の児童生徒数及び学級数

【小学校】

(平成28年5月1日現在)

学校名	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		特別支援学級		児童数合計			実学級数		
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	通常	特別支援	合計	通常	特別支援	合計
木下小学校	52	2	53	2	62	2	64	2	68	2	71	2	7	2	370	7	377	12	2	14
小林小学校	32	1	25	1	20	1	14	1	23	1	18	1	9	2	132	9	141	6	2	8
大森小学校	32	1	33	1	36	1	34	1	29	1	49	2	8	2	213	8	221	7	2	9
船穂小学校	5	1	12	1	13	1	6	1	4	1	8	1	5	2	48	5	53	6	2	8
永治小学校	0	0	3	複式学級	0	0	3	複式学級	6	1	10	1	0	0	22	0	22	3	0	3
木刈小学校	100	3	105	3	103	3	82	3	69	2	82	3	11	2	541	11	552	17	2	19
内野小学校	56	2	48	2	64	2	57	2	59	2	65	2	15	3	349	15	364	12	3	15
原山小学校	36	2	42	2	37	1	40	2	34	1	39	2	3	2	228	3	231	10	2	12
小林北小学校	23	1	29	1	35	1	31	1	24	1	29	1	4	2	171	4	175	6	2	8
小倉台小学校	187	6	178	6	179	5	146	4	129	4	93	3	14	3	912	14	926	28	3	31
高花小学校	56	2	48	2	54	2	56	2	49	2	36	1	10	2	299	10	309	11	2	13
西の原小学校	60	2	71	3	65	2	49	2	68	2	65	2	9	2	378	9	387	13	2	15
原小学校	142	5	142	5	136	4	122	4	106	3	108	3	12	2	756	12	768	24	2	26
六合小学校	15	1	14	1	14	1	19	1	10	1	11	1	6	2	83	6	89	6	2	8
宗像小学校	2	1	6	1	7	複式学級	5	複式学級	0	0	6	1	1	1	26	1	27	4	1	5
平賀小学校	23	1	17	1	16	1	21	1	20	1	16	1	4	2	113	4	117	6	2	8
いには野小学校	68	2	76	3	71	2	87	3	98	3	84	3	19	4	484	19	503	16	4	20
本埜第一小学校	9	1	7	複式学級	7	複式学級	6	1	6	1	6	1	2	1	41	2	43	5	1	6
本埜第二小学校	5	1	8	1	11	1	7	1	11	1	13	1	2	1	55	2	57	6	1	7
滝野小学校	62	2	50	2	68	2	59	2	62	2	88	3	11	2	389	11	400	13	2	15
牧の原小学校	40	2	31	1	25	1	23	1	8	1	4	1	4	2	131	4	135	7	2	9
合計	1,005	39	998	40	1,023	34	931	36	883	33	901	36	156	41	5,741	156	5,897	218	41	259

【中学校】

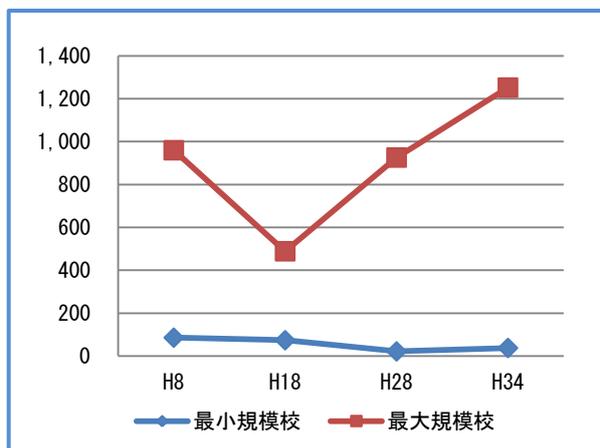
(平成28年5月1日現在)

学校名	1年生		2年生		3年生		特別支援学級		生徒数合計			実学級数		
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	通常	特別支援	合計	通常	特別支援	合計
印西中学校	93	3	125	4	98	3	6	2	316	6	322	10	2	12
船穂中学校	59	2	52	2	55	2	4	2	166	4	170	6	2	8
木刈中学校	163	5	137	4	136	4	5	2	436	5	441	13	2	15
小林中学校	45	2	80	3	64	2	9	2	189	9	198	7	2	9
原山中学校	83	3	90	3	89	3	8	2	262	8	270	9	2	11
西の原中学校	164	5	144	4	128	4	7	2	436	7	443	13	2	15
印旛中学校	117	4	138	4	153	5	3	2	408	3	411	13	2	15
本埜中学校	27	1	20	1	18	1	3	2	65	3	68	3	2	5
滝野中学校	76	3	70	2	96	3	4	2	242	4	246	8	2	10
合計	827	28	856	27	837	27	49	18	2,520	49	2,569	82	18	100

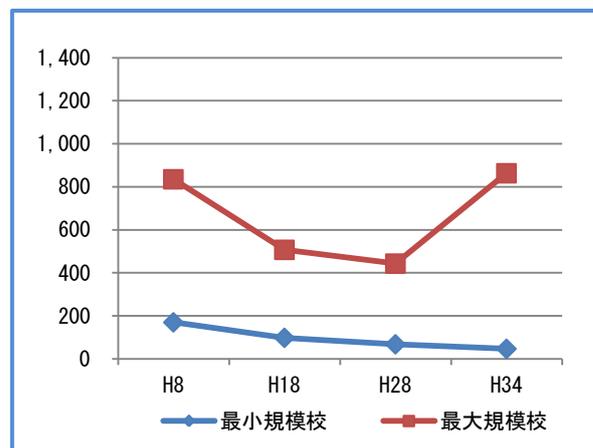
5 最小規模校と最大規模校の児童生徒数の推移

本市の児童生徒数による学校規模の差は、平成8年度で小学校が約11.1倍、中学校が約4.9倍であるが、平成34年度には小学校が約32.9倍、中学校が約18.3倍となり、その差はさらに拡大することが予測されます。

【小学校】



【中学校】



6 住宅開発による影響

印旛日本医大駅圏では、現在、児童生徒数に大きく影響を及ぼす開発は行われていないものの、千葉ニュータウン中央駅圏では、主に千葉ニュータウン中央駅南側において、戸建住宅や集合住宅の建設が進められおり、また、印西牧の原駅圏では、原小学校区及び牧の原小学校区内で戸建住宅を中心とした開発が進められていることから、両駅圏ともに今後も児童生徒数の発生が見込まれます。

また、各駅圏には、集合住宅が建設可能な未開発の事業用地が残っていることから、用地の処分状況を注視する必要があります。

教育委員会では、学校の小規模化や大規模化によって生じる課題について、教育指導面と学校運営面を中心に検討を進め、平成27年3月に「印西市における小・中学校適正規模の考え方」をまとめました。

なお、本基本方針の策定にあたり、印西市学校適正配置審議会からの答申後に本市における学校適正規模を再度検討し、以下のとおりとしました。

1 学校規模による学校教育への影響

(1) 小規模校化することによる課題

① 教育指導面

- 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合う機会、切磋琢磨する機会が少なくなる。
- 学年1学級の場合、学級間の相互啓発の取り組みができない。
- 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じる。
- グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取れない場合がある。
- 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まる。
- 人間関係や相互の評価等が固定化する傾向にある。
- 集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性がある。
- 学校全体での組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じる。

② 学校運営面

- 教職員数が少ないため、経験・教科・特性などの面でバランスのとれた配置ができない。
- 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等について、相談・研究・協力・切磋琢磨する機会が少なくなる。
- 教職員一人に校務分掌が集中する。
- 教員の出張・研修等の調整が難しい。
- 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置できない。

(2) 大規模校化することによる課題

① 教育指導面

- 児童生徒一人一人に目が行き届きにくくなる。
- 学校行事や部活動において、児童生徒一人一人の個別の活躍の場が少なくなる。
- 学年内・異学年間の交流が不十分になる。

② 学校運営面

- 教職員相互の連絡調整がとりにくくなる。
- 施設設備の利用の面から、教育活動に一定の制約が生じる場合がある。

2 学校適正規模の考え方

学校規模による学校教育の影響などを総合的に勘案し、本市における学校適正規模の考え方を次のようにまとめました。

(1) 学校適正規模の視点

① 教育指導上の視点

- クラス替えができ、人間関係が固定化・序列化しないようにすること。
- 自己形成や社会性を育てるために必要な集団生活ができること。
- 集団での学び合いや多様な考え方に触れる機会等、切磋琢磨し、学習意欲や競争心を高める環境を提供できること。
- 運動会や音楽会等の学校行事において、集団による多様な活動ができるようにすること。
- 生徒の興味関心に対応できる多様な部活動が用意できること。また、部活動を実施する上で必要な生徒数を確保できること。

② 学校運営上の視点

- 同一学年や同一教科において教員が複数配置されることにより、教員同士の情報交換や相談等が容易にできること。
- 中学校において、専任の教科担任を配置できること。
- 教員の負担増加により、教育水準が低下しないようにすること。
- 複数の教員により、多面的に子どもを見て指導できるようにすること。

(2) 学校適正規模の区分

上記の適正規模の視点を踏まえ、本市における学校適正規模の区分を次のとおりとします。

① 小学校

区分	通常学級数	状況	対応
小規模校	過小 5以下	複式学級や欠学年を有する。 クラス替えができない。	適正規模化を実施する。
	6	クラス替えができない。	適正規模化を検討する。
準適正規模校	7～11	クラス替えができない学年がある。	児童数の推移を注視する。
適正規模校	12～24	クラス替えができる。	
大規模校	25以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。	児童数の推移を注視し、 適正規模化を検討する。

② 中学校

区分	通常学級数	状況	対応	
小規模校	過小	3以下	クラス替えができない。 専任の教科担任を配置できない教科がある。	適正規模化を実施する。
		4～5	クラス替えができない学年がある。 専任の教科担任を配置できない教科がある。	適正規模化を検討する。
準適正規模校	6～11	クラス替えは可能であるが、専任の教科担任を配置できない教科がある。	生徒数の推移を注視する。	
適正規模校	12～24	クラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる。		
大規模校	25以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。	生徒数の推移を注視し、 適正規模化を検討する。	

(参考) 国の基準

◇学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から(中略)第68条までの規定は、中学校に準用する。(後略)

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

(2) (略)

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

(3) 学校規模の状況

本市の小学校全21校、中学校全9校を前述の「学校適正規模の考え方」による学校規模別に分類すると、下表のとおりとなり、通常学級数は、平成28年度から平成34年度までの間に、小学校が2学級、中学校が15学級増加する見込みです。

また、学校規模について、小学校では、現在、小規模校9校（うち過小3校）、準適正規模校4校、適正規模校7校、大規模校1校の状況ですが、平成34年度には、小規模校9校（うち過小4校）、準適正規模校5校、適正規模校6校、大規模校1校となり、準適正規模校が1校増加し、代わって適正規模校が1校減少する見込みです。

一方、中学校では、現在、小規模校1校（うち過小1校）、準適正規模校5校、適正規模校3校、大規模校0校ですが、平成34年度には、小規模校1校（うち過小1校）、準適正規模校6校、適正規模校1校、大規模校1校となり、準適正規模校と大規模校がともに1校ずつ増加し、代わって適正規模校が2校減少する見込みです。

① 小学校

年度	区分	小規模校		準適正規模校	適正規模校	大規模校	
		過小					
		通常学級数	5学級以下				6学級
28年度	現状		永治小(3)①	船穂小(6)	牧の原小(7)	内野小(12)	小倉台小(28)
	218学級		宗像小(4)① 本埜第一小(5)①	本埜第二小(6) 六合小(6) 平賀小(6) 小林小(6) 小林北小(6)	大森小(7) 原山小(10) 高花小(11)	木下小(12) 西の原小(13) 滝野小(13) いには野小(16) 木刈小(17) 原小(24)	
34年度	推計		本埜第二小(5)①	平賀小(6)	原山小(7)	牧の原小(12)	小倉台小(35)
	220学級		永治小(5)① 船穂小(5)① 宗像小(5)①	本埜第一小(6) 六合小(6) 小林北小(6) 大森小(6)	滝野小(8) 小林小(8) 高花小(10) 木下小(10)	いには野小(12) 西の原小(12) 木刈小(14) 内野小(18) 原小(24)	

② 中学校

年度	区分	小規模校		準適正規模校	適正規模校	大規模校	
		過小					
		通常学級数	3学級以下				4～5学級
28年度	現状		本埜中(3)		船穂中(6)	印旛中(13)	
	82学級				小林中(7) 滝野中(8) 原山中(9) 印西中(10)	木刈中(13) 西の原中(13)	
34年度	推計		本埜中(3)		小林中(6)	西の原中(18)	木刈中(25)
	97学級				船穂中(6) 印西中(9) 滝野中(9) 印旛中(10) 原山中(11)		

※（ ）内の数値は通常学級数、○内の数字は複式学級数を示している。

※学校名は各年度で学級数が少ない順に整理し、同数の場合は児童生徒数が少ない順に記載している。

※34年度の学級数は学区外就学者数を加味していない。

1 学校適正配置の必要性

(1) 印西市がめざす学校教育の観点から

本市における教育分野の計画については、平成32年度を目標年次とする「印西市総合計画」との整合性を図り、平成25年度に「印西市教育振興基本計画」を策定しました。本計画では、変化の激しい社会を担う子どもたちに、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の3つを柱とする「生きる力」を育むことを重視し、基本理念を「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」としています。

この基本理念を実現し、具体化していく方向性として、第2次基本計画で「学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進」「安全で安心できる教育環境づくり」2つの施策を掲げ、様々な取り組みを行っています。

(2) 学校適正規模の観点から

① 教育指導面

学校の小規模化は、教職員が児童生徒一人一人の学習状況や理解度を把握しやすく、きめ細かな指導を行える利点がある反面、集団の中で多様な考え方に触れ、仲間と切磋琢磨する機会が少ないことから意欲や成長が引き出されにくい面があります。さらに単学級でクラス替えができないことにより、子ども同士の間関係が固定化する傾向があります。

一方、学校の大規模化は、様々な価値観を持つ仲間と接することで、社会性や協調性、競争心を育むことができるものの、児童生徒一人一人の活躍の場が少なくなることや、教職員の目が行き届きにくくなることなどがあげられます。

② 学校運営面

学校の小規模化は、教職員間の意思疎通が図りやすく、学校が一体となって活動しやすい反面、経験・教科・特性などの面でバランスのとれた教職員の配置ができず、学習指導や生徒指導に関する相談・研究・協力が難しくなります。

一方、学校の大規模化は、少人数指導や専科教員による指導等、多様な教育活動の展開を図れるものの、特別教室や体育館などの施設利用面で一定の制約が生じる場合があります。

《まとめ》

本市がめざす学校教育の基本理念「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」を実現するためには、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子どもたちの未来に向けより良い教育環境を創造していくことが重要です。

そのためには、適正な学校規模に基づく学校の適正な配置を進めていくことが必要と考えます。

2 学校適正配置の視点

学校適正配置は、以下の視点により進めることとします。

視点1 教育理念の実現

本市がめざす学校教育の基本理念「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」を実現するための取り組みとして、学校適正配置を行います。

視点2 学校規模の適正化

学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を解消し、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上をめざした学校適正配置を行います。

視点3 通学距離と通学時間の配慮

通学が児童生徒にとって過度な負担にならないよう、通学距離については、国の基準に準じて、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内を原則とします。
また、通学時間については、交通機関の利用を含め、おおむね1時間以内を原則とします。

視点4 地域特性への配慮

学校が持つ多様な機能に留意し、地域の歴史や学校との社会的なつながりに配慮した学校適正配置を行います。

(参考) 国の基準

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

3 学校適正配置の取り組み方について

(1) 学校適正配置の優先度

各学校では、児童生徒数に応じた創意工夫のある教育活動に取り組んでいます。また、同じ学級数であっても、児童生徒数によって教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なることから、単に適正規模を下回る或いは上回るからといって、直ちに学校適正配置が必要な状況とは言えません。

しかし、小規模校及び大規模校は、今後も小規模化・大規模化が進行する傾向にあり、教育指導面や学校運営面で様々な影響をもたらす恐れがあることから、学校適正配置の優先度を下記のとおり分類し、段階的な推進を図ることとします。

分類	区分	学校の状況	該当校	優先度	
①-A	小規模校 (過小)	複式学級・欠学年を有する小学校及び 単学級の中学校	永治小・宗像小 本埜第一小・船穂小 本埜第二小・本埜中	高  低	
			①-B		大規模校
②	小規模校 (過小以外)	1 学年 1 学級 で	全ての学年が 18 人未満の小学校		六合小・平賀小
③			一部の学年が 18 人未満の小学校		小林小・小林北小
④			全ての学年が 18 人以上の小学校	大森小	

※該当校は、平成 28 年度から平成 34 年度までの間に、学校の状況欄の状態になることが見込まれる学校を記載している。

なお、原小学校は平成 30 年度に通常学級数が 26 学級になる見込みである。

※該当校欄の学校名について、①-B 以外の分類は、平成 28 年度時点で児童生徒数が少ない学校から、また、①-B は、平成 28 年度時点で児童生徒数が多い学校から整理し、ともに小学校から中学校への順に記載している。

なお、優先度は分類にあてたものであり、同一の分類に属する小・中学校の優先度は同じとする。

※小規模校（過小以外）の 1 学級の児童数は、千葉県公立小中学校学級編制基準に基づく学級編制の弾力的な運用における小学校第 1 学年及び第 2 学年の 1 学級当たりの最少人数 18 人を基準とした。

(2) 学校適正配置の検討対象校

本基本方針では、(1) に掲げた学校適正配置の優先度の高い小規模校（過小）6 校（小学校 5 校・中学校 1 校）及び大規模校 3 校（小学校 2 校・中学校 1 校）を学校適正配置の検討対象校とします。

検討対象校		
区分	小規模校（過小）	大規模校
小学校	永治小、宗像小、本埜第一小、船穂小、本埜第二小	小倉台小・原小
中学校	本埜中	木刈中

※検討対象校について、小規模校（過小）の小学校は、平成 28 年度時点で児童数が少ない学校から、また、大規模の小学校は、平成 28 年度時点で児童数が多い学校から整理し記載している。

(3) 学校適正配置の実施方策

学校適正配置の主な手法としては、「通学区域の見直し方式」、「学校の統合方式」、「学校の分離・新設方式」、「小・中一貫校方式」などが考えられますが、小規模校及び大規模校を解消し適正化を図るためには、それぞれに適した対応が必要であることから、本市の学校適正配置については、次の方策により実施することとします。

なお、通学区域の見直しを行う場合は、地域の歴史や学校との社会的な繋がりなどの地域特性に留意することとします。

① 小規模校の対応

適正規模に満たない小規模校について、複式学級や欠学年を有する小学校及び単学級の中学校は、隣接校との統合を実施し、単学級の小学校及びクラス替えができない学年を有する中学校について、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合は、隣接校との統合を検討します。

なお、統合する場合の存続校は、原則として児童生徒数の多い学校とし、学校施設は存続校の校地・校舎を可能な限り利用することとします。ただし、適正配置の観点や学校施設等の状況によっては異なるケースも考えられることから、統合を進めるなかで、より適正と判断した場合は、この原則に縛られるものではありません。

また、通学距離等の観点から必要に応じて通学区域の見直しを検討します。

② 大規模校の対応

適正規模を超える学校について、短期的には学校施設の増改築で対応することとし、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合は、隣接校の児童生徒数や施設の状況等を考慮しつつ、通学区域の見直しを検討します。

なお、これら必要な対策を講じても適正規模が安定的に確保できないと判断した場合は、学校の分離・新設を検討します。

4 検討対象校の学校適正配置シミュレーション

本基本方針の考え方に基づき、検討対象校の施設の状況や学校等の特徴、学区外就学者数の状況、さらに適正配置後の学校規模や通学距離など、あらゆる面から検討した結果、検討対象校の望ましい学校の配置を下記のとおり提示します。

(1) 永治小学校〔学校規模：平成28年度／小規模校（過小）〕

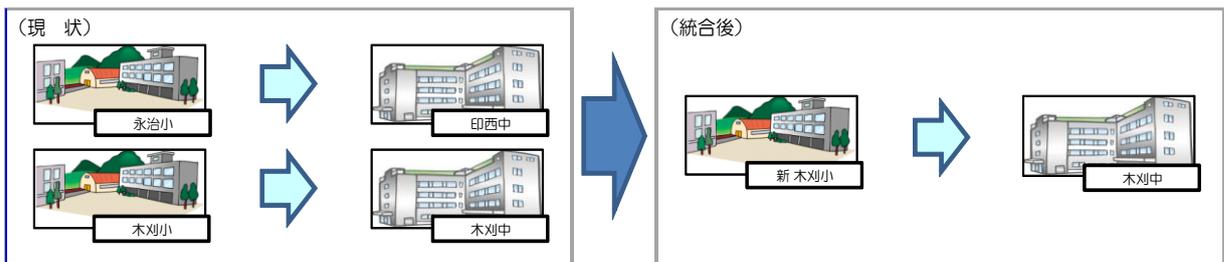
学区内における児童数の推移はほぼ横ばい傾向にあるものの、実際の入学者数は近接する木刈小学校への学区外就学者数の増加により、さらなる減少が見込まれます。また、現在、複式学級や欠学年を有しており、このまま児童数の減少が続くと、新たな欠学年の発生や複式学級の編制が余儀なくされることから、隣接校との統合により、学校規模及び配置の適正化を図る必要があります。

学校適正配置シミュレーションでは、木刈小学校並びに大森小学校との組み合わせを比較検討しましたが、統合後の学校規模や通学距離、施設受入面、学区外就学者数の状況等を勘案し、下記の検討結果に至りました。

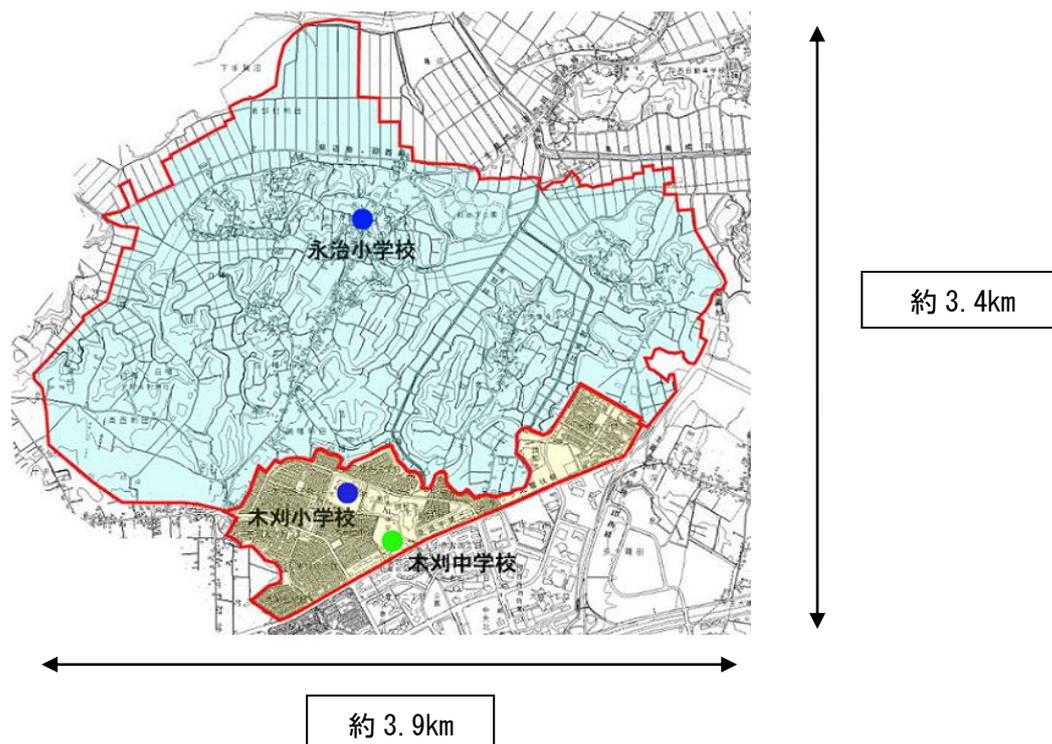
【検討結果】

木刈小学校との統合を進めます。

【イメージ図】



【統合後の学区】



(2) 宗像小学校〔学校規模：平成28年度／小規模校（過小）〕

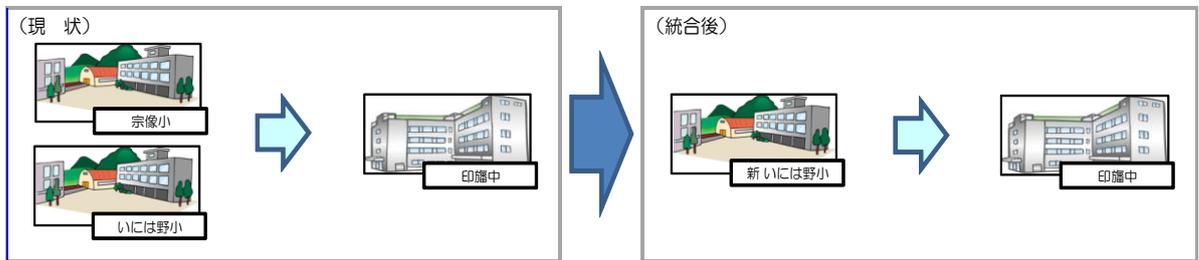
学区内における児童数の推移は若干の伸びを示しているものの、実際の入学者数は近接するいには野小学校や六合小学校などへの学区外就学者数の状況により、横ばい若しくは減少に転じる可能性があります。また、現在、複式学級や欠学年を有しており、児童数が減少した場合は、新たな欠学年の発生や複式学級の編制が余儀なくされることから、隣接校との統合により、学校規模及び配置の適正化を図る必要があります。

学校適正配置シミュレーションでは、いには野小学校並びに六合小学校との組み合わせを比較検討しましたが、統合後の学校規模や通学距離、施設受入面、学区外就学者数の状況等を勘案し、下記の検討結果に至りました。

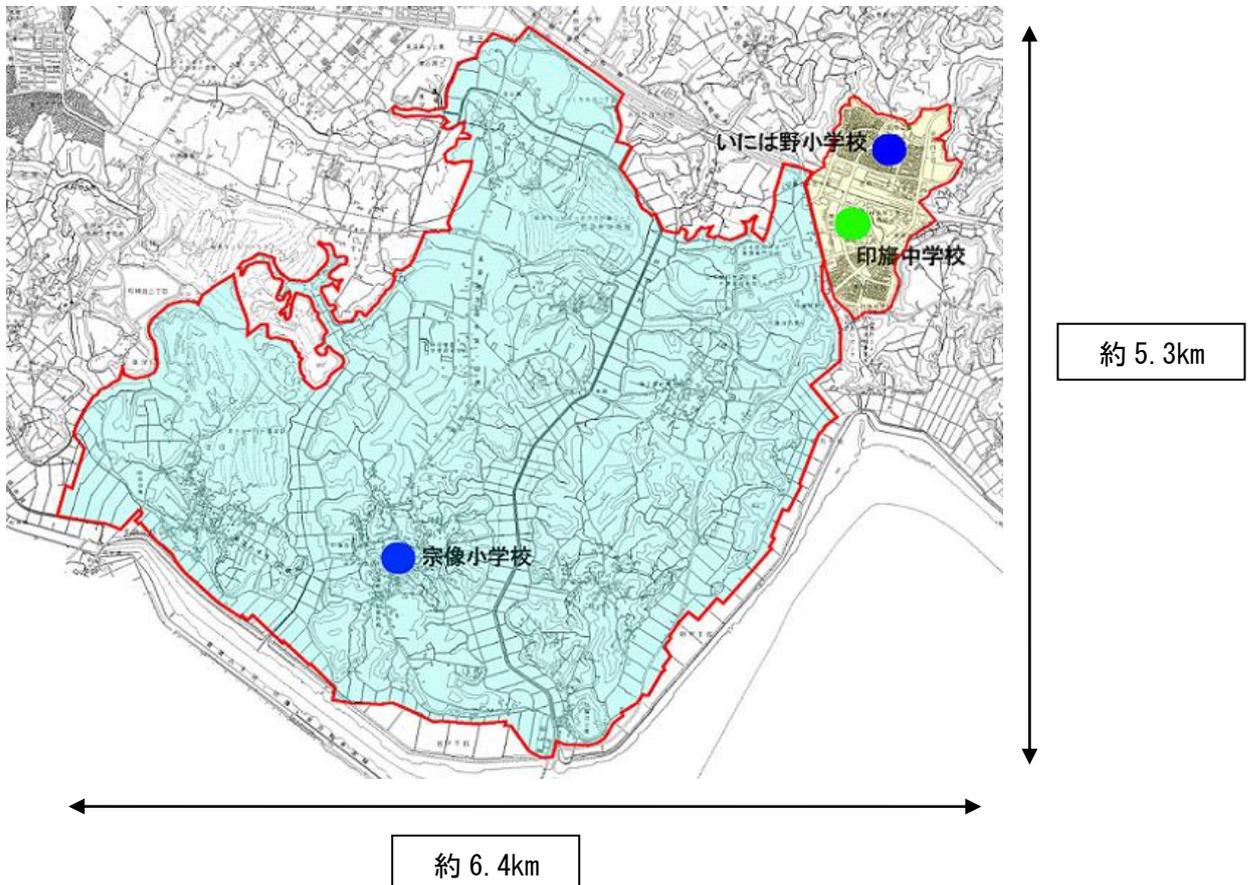
【検討結果】

いには野小学校との統合を進めます。

【イメージ図】



【統合後の学区】



(3) 本埜第一小学校〔学校規模：平成28年度／小規模校（過小）〕

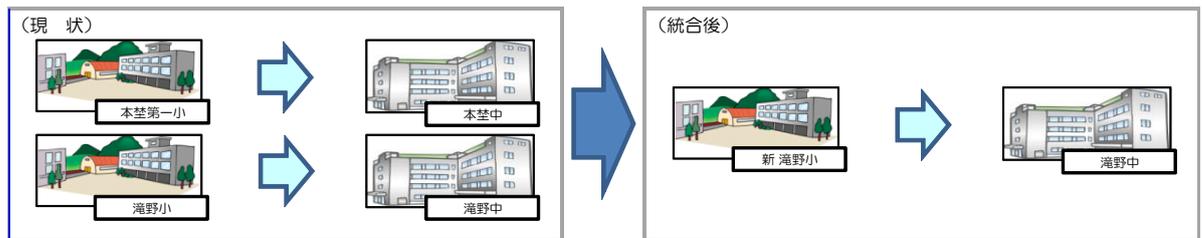
学区内における児童数の推移は増加傾向にあるものの、実際の入学者数は近接する滝野小学校やいには野小学校などへの学区外就学者数の状況により、横ばい若しくは減少に転じる可能性があります。また、現在、複式学級を有しており、児童数が減少に転じた場合は複式学級が増加する恐れもあることから、隣接校との統合により学校規模及び配置の適正化を図る必要があります。

学校適正配置シミュレーションでは、本埜地区の地域性に留意し、本埜第二小学校を含めた中で、滝野小学校との組み合わせや本埜中学校との義務教育学校の設置を検討するとともに、併せて本校単独による滝野小学校並びにいには野小学校との組み合わせを比較検討しました。その結果、本埜第二小学校を含めた一体的な滝野小学校への統合については、滝野小学校が当該シミュレーション学区の最西端に位置し、本埜第二小学校区からの通学が遠距離となること、また、義務教育学校の設置については、設置後も適正な学校規模を確保することができず、人間関係の固定化や部活動の選択肢に係る課題等が依然として残ることから、統合後の学校規模や通学距離、施設受入面、学区外就学者数の状況等を勘案し、下記の検討結果に至りました。

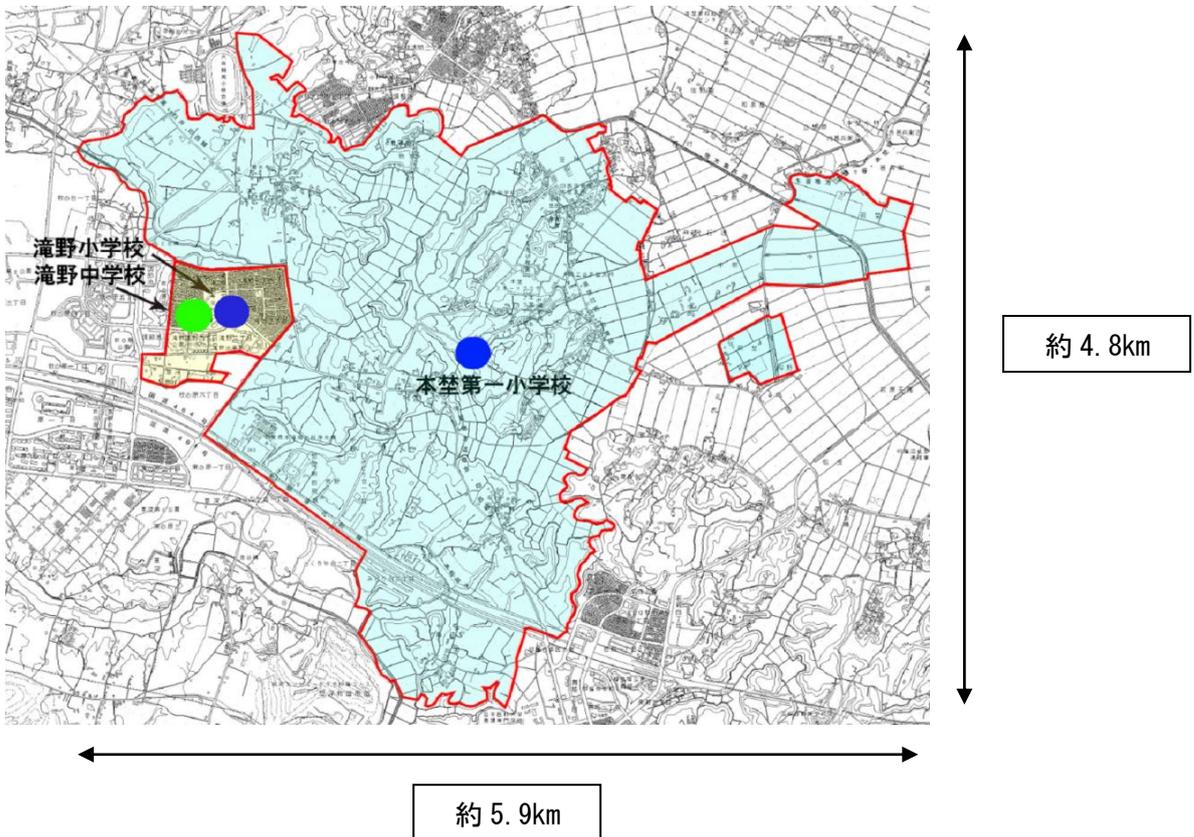
【検討結果】

本校単独による滝野小学校との統合を進めます。

【イメージ図】



【統合後の学区】



(4) 船穂小学校〔学校規模：平成28年度／小規模校〕

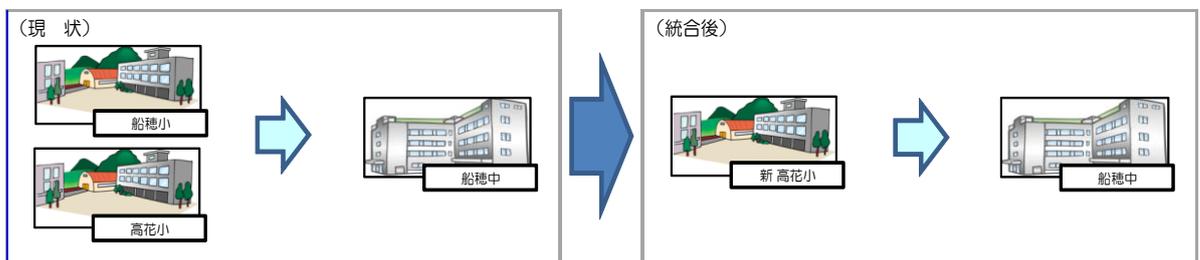
学区内における児童数の推移はほぼ横ばい傾向にあるものの、実際の入学者数は近接する高花小学校や内野小学校などへの学区外就学者数の状況により、減少する可能性があります。また、現在、各学年1学級を有していますが、今後は複式学級の編制が予測されることから、隣接校との統合により、学校規模及び配置の適正化を図る必要があります。

学校適正配置シミュレーションでは、高花小学校並びに内野小学校との組み合わせを比較検討しましたが、中学校区のまとまりや統合後の施設受入面、学区外就学者数の状況等を勘案し、下記の検討結果に至りました。

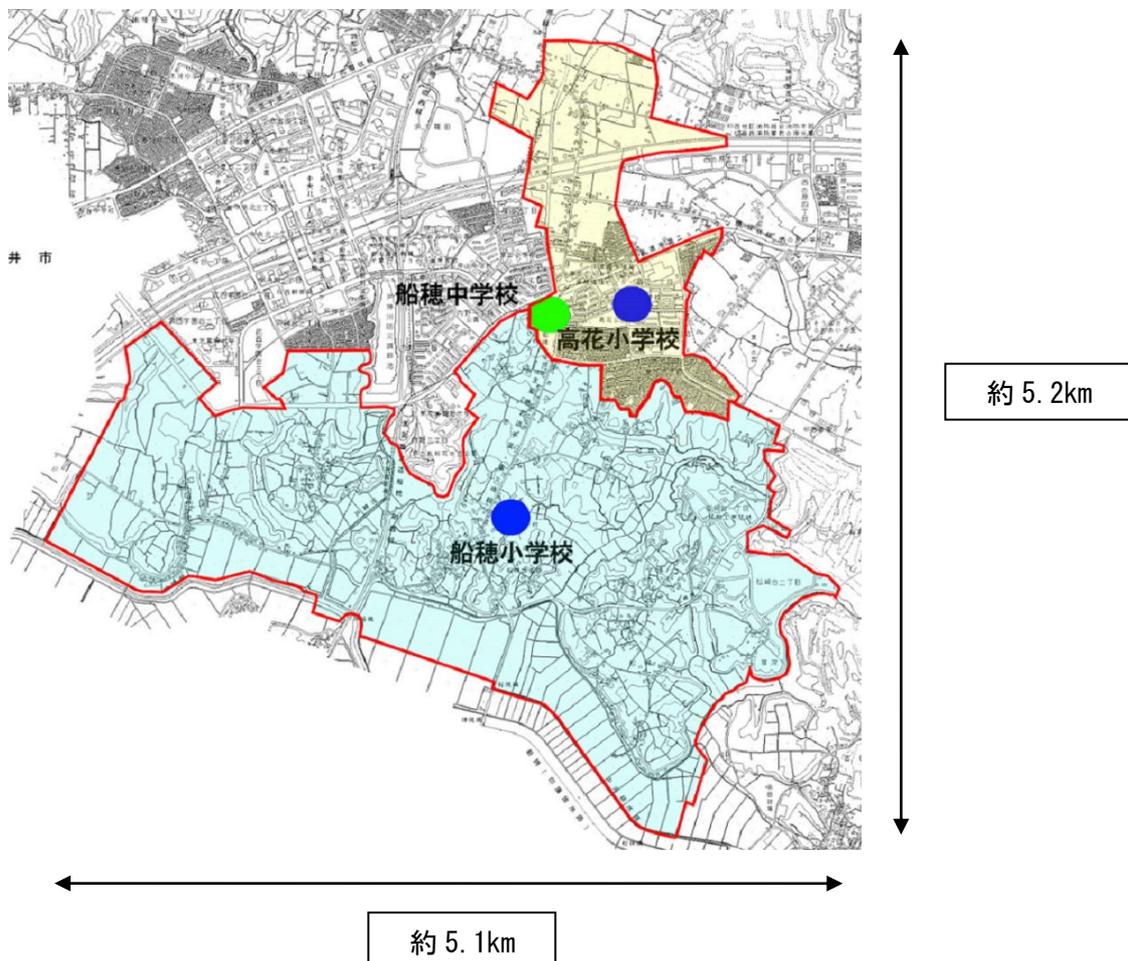
【検討結果】

高花小学校との統合を進めます。

【イメージ図】



【統合後の学区】



(5) 本埜第二小学校〔学校規模：平成28年度／小規模校〕

学区内における児童数の推移は減少傾向にあり、実際の入学者数は近接する小林北小学校などへの学区外就学者数の状況により、さらなる減少が見込まれます。現在、各学年1学級を有していますが、今後は複式学級の編制が予測されることから、隣接校との統合により学校規模及び配置の適正化を図る必要があります。

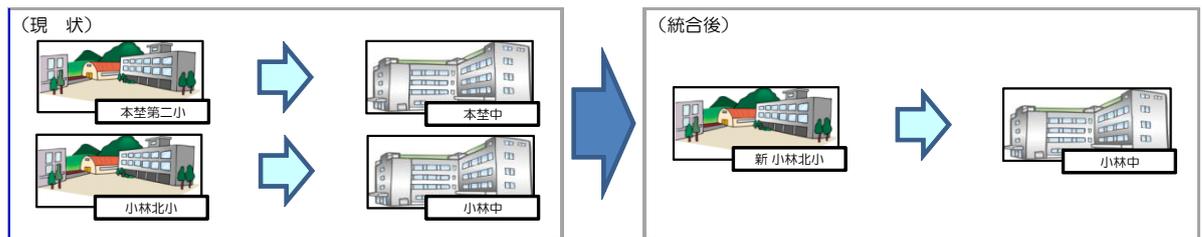
学校適正配置シミュレーションでは、本埜地区の地域性に留意し、本埜第一小学校を含めた中で、滝野小学校との組み合わせや本埜中学校との義務教育学校の設置を検討するとともに、併せて本校単独による小林北小学校との組み合わせを比較検討しました。その結果、本埜第一小学校を含めた一体的な滝野小学校への統合については、滝野小学校が当該シミュレーション学区の最西端に位置し、本校の学区からの通学が遠距離となること、また、義務教育学校の設置については、設置後も適正な学校規模を確保することができず、人間関係の固定化や部活動の選択肢に係る課題等が依然として残ることから、統合後の施設受入面、学区外就学者数の状況等を勘案し、本校単独による小林北小学校との統合を進めることとしました。

なお、小林北小学校との統合については、統合後も適正な学校規模を確保することができないものの、統合により複式学級の編制が当面回避できること、また、将来的には隣接する小林小学校区の適正化に関する検討が想定されることから、それらを総合的に勘案し、下記の検討結果に至りました。

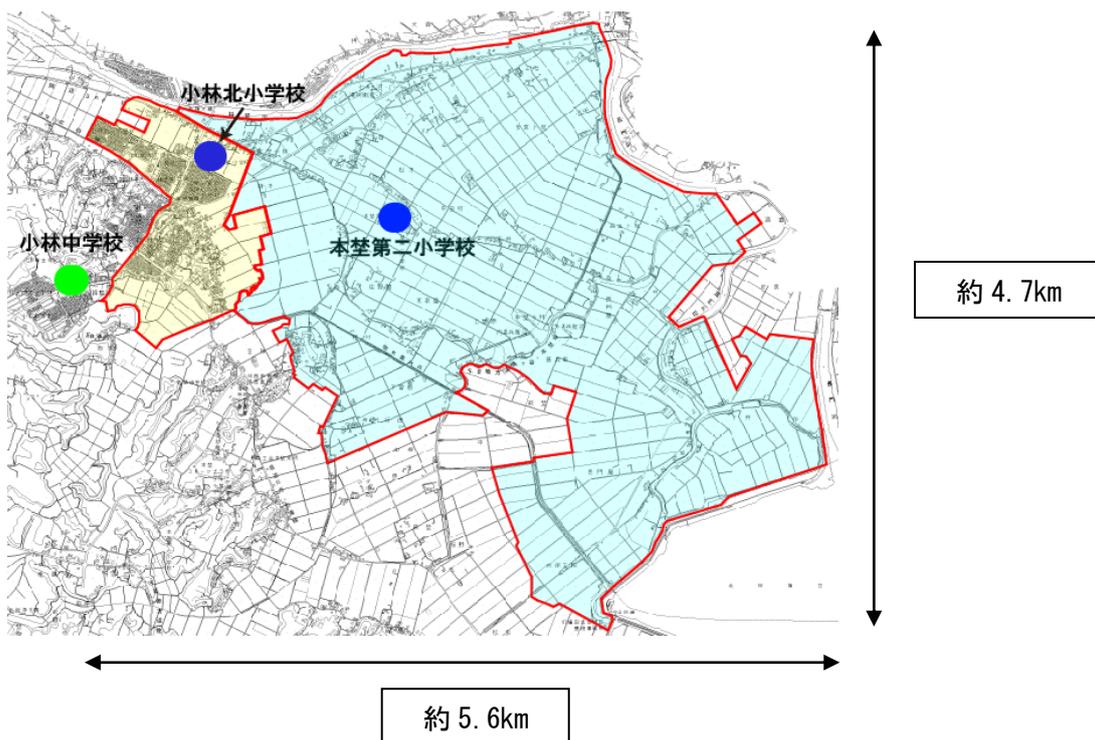
【検討結果】

本校単独による小林北小学校との統合を進めます。

【イメージ図】



【統合後の学区】



(6) 本埜中学校〔学校規模：平成28年度／小規模校（過小）〕

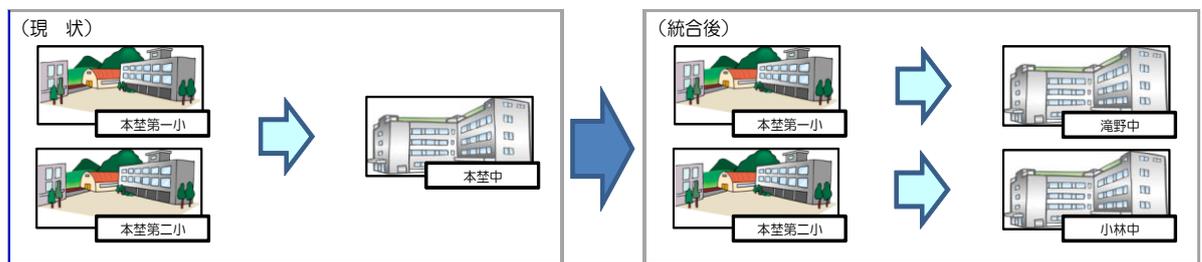
学区内における生徒数の推移は減少傾向にあり、実際の入学者数は、近接する滝野中学校や印旛中学校、小林中学校への学区外就学者数の状況により、さらなる減少が見込まれます。また、現在、各学年1学級を有していますが、全校生徒数が少なく、人間関係の固定化や部活動の選択肢などの課題があることから、それらの課題解決に向けた対応が必要と考えます。

なお、本埜中学校区は本埜第一小学校区及び本埜第二小学校区で形成されていることから、両校の学校適正規模及び適正配置の方向性に準ずることとし、下記の検討結果に至りました。

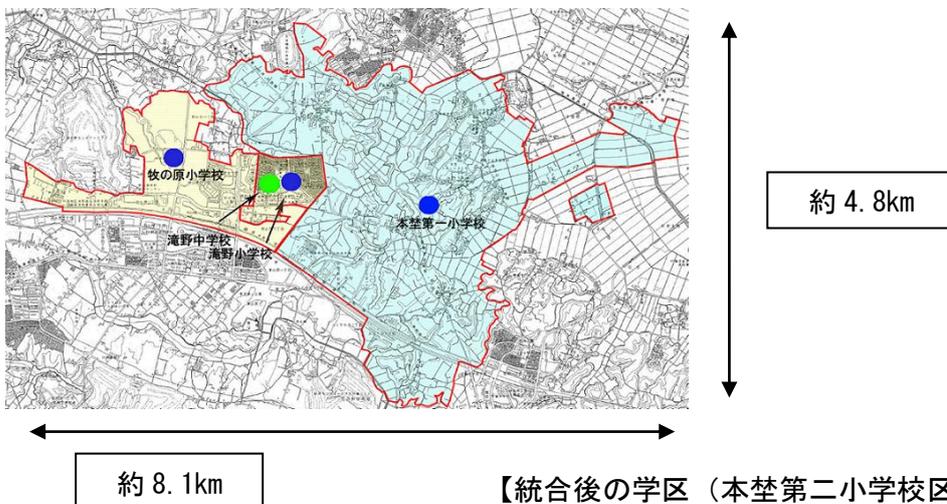
【検討結果】

統合先は滝野中学校とし、本埜第一小学校区は滝野中学校区へ、本埜第二小学校区は小林中学校区への再編を進めます。

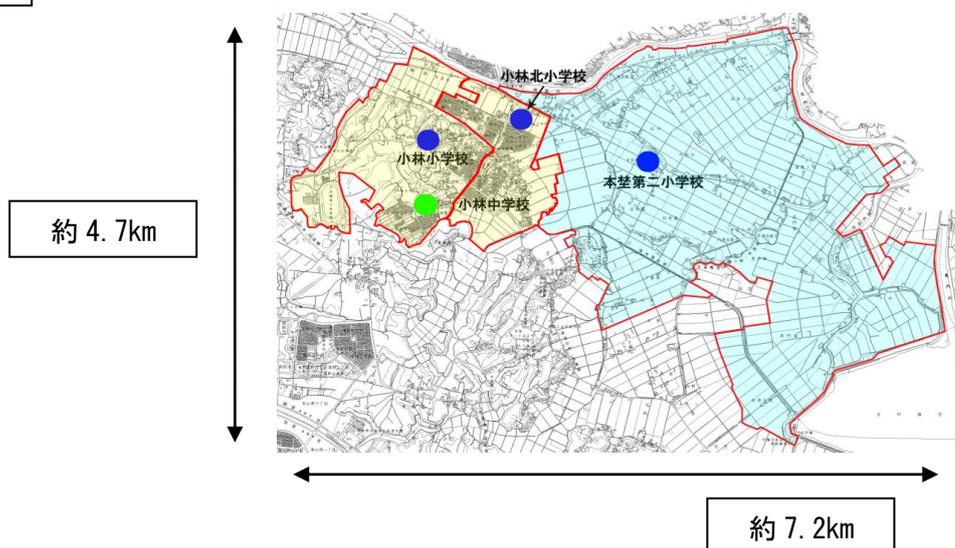
【イメージ図】



【統合後の学区（本埜第一小学校区）】



【統合後の学区（本埜第二小学校区）】



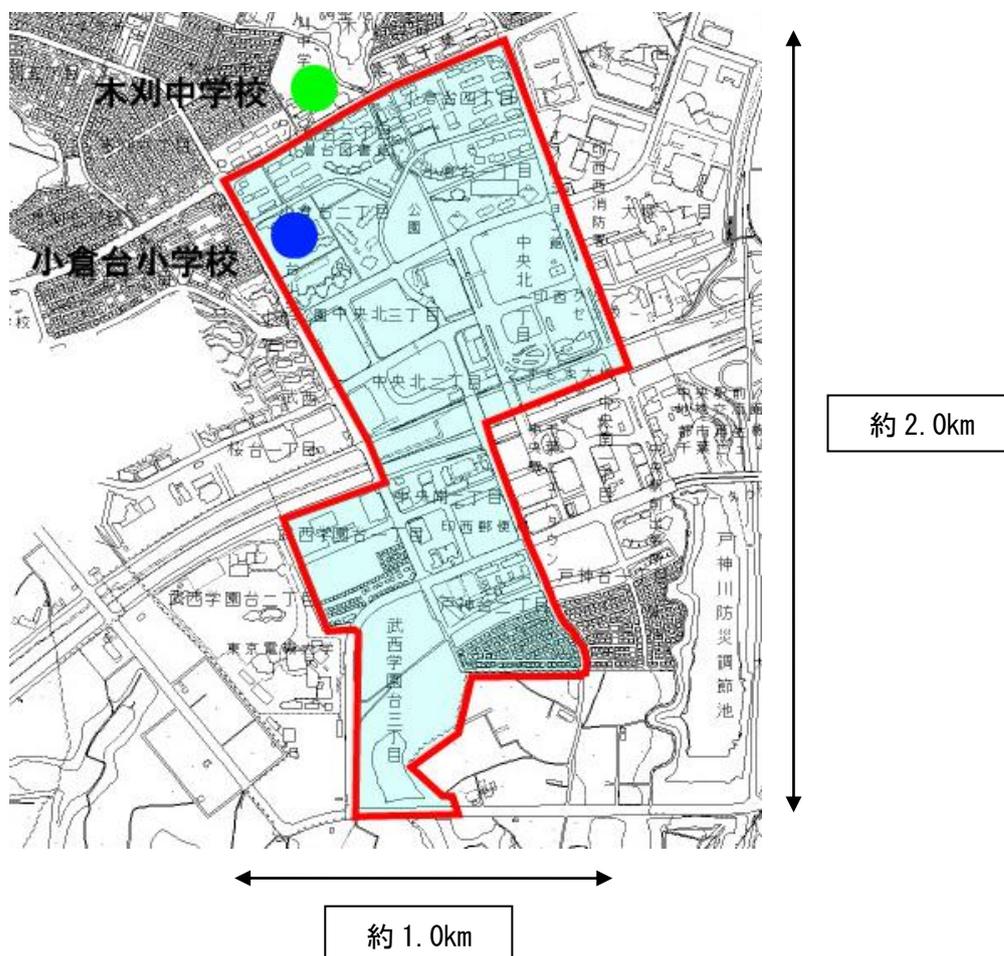
(7) 小倉台小学校〔学校規模：平成28年度／大規模校〕

学区内における児童数の推移は増加傾向にあり、現在、千葉ニュータウン中央駅周辺の住宅開発が急速に進んでいることから、今後もさらなる増加が見込まれます。これにより、施設教室数の不足が予測されるため、社会増を含めた児童数の推計を注視するとともに、本基本方針の考え方にに基づき適切な対応を図ることとし、下記の検討結果に至りました。

【検討結果】

学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童数増加の緩和策として、隣接する内野小学校及び原山中学校と連携した通学区域制度の弾力的な運用を実施します。また、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【小倉台小学校の学区】



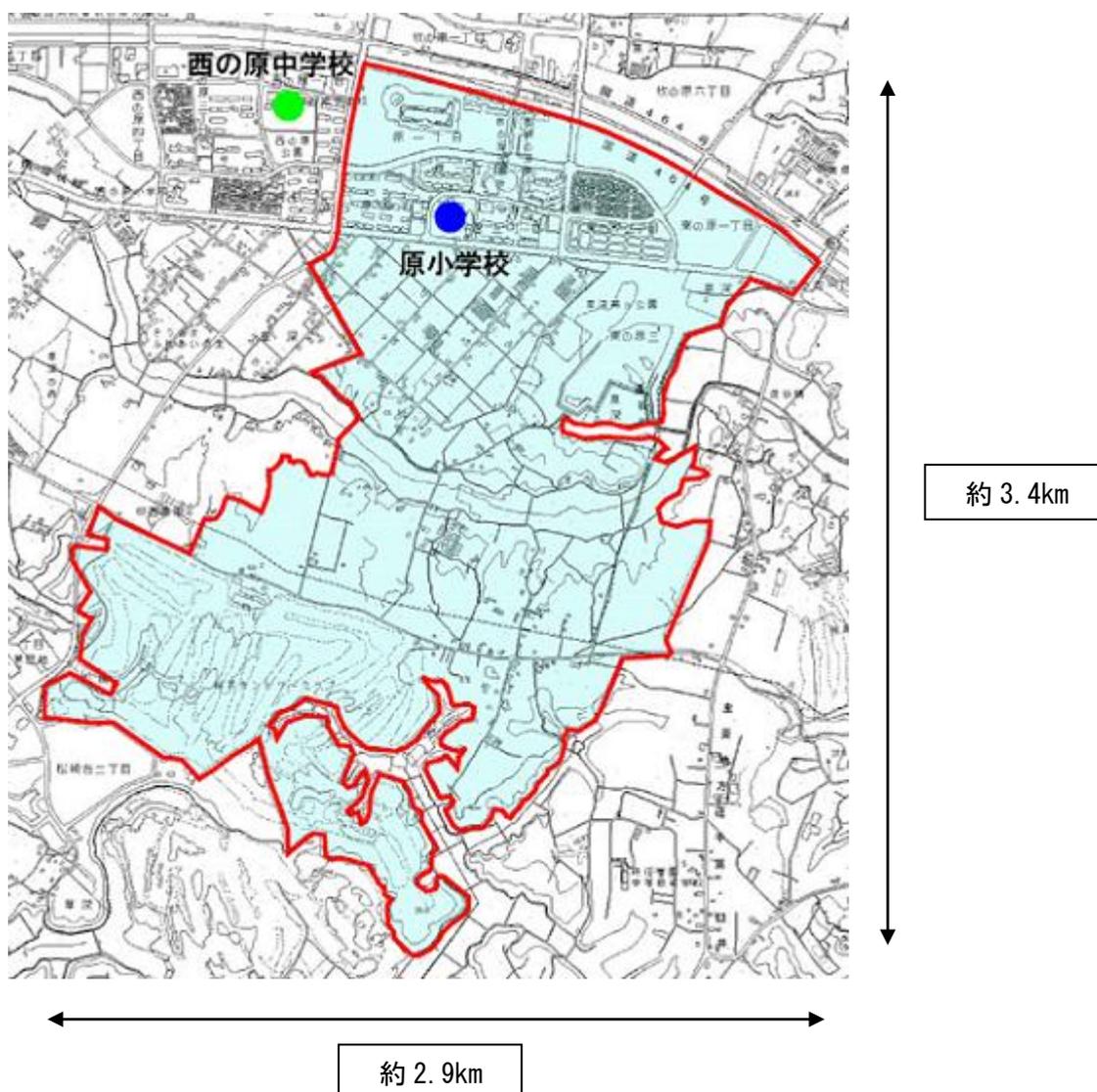
(8) 原小学校〔学校規模：平成28年度／適正規模校〕

学区内における児童数の推移は増加傾向にあり、現在、印西牧の原駅周辺の住宅開発が進んでいることから、今後もさらなる増加が見込まれます。これにより、施設教室数の不足が予測されるため、社会増を含めた児童数の推計を注視するとともに、本基本方針の考え方に基づき適切な対応を図ることとし、下記の検討結果に至りました。

【検討結果】

学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【原小学校の学区】



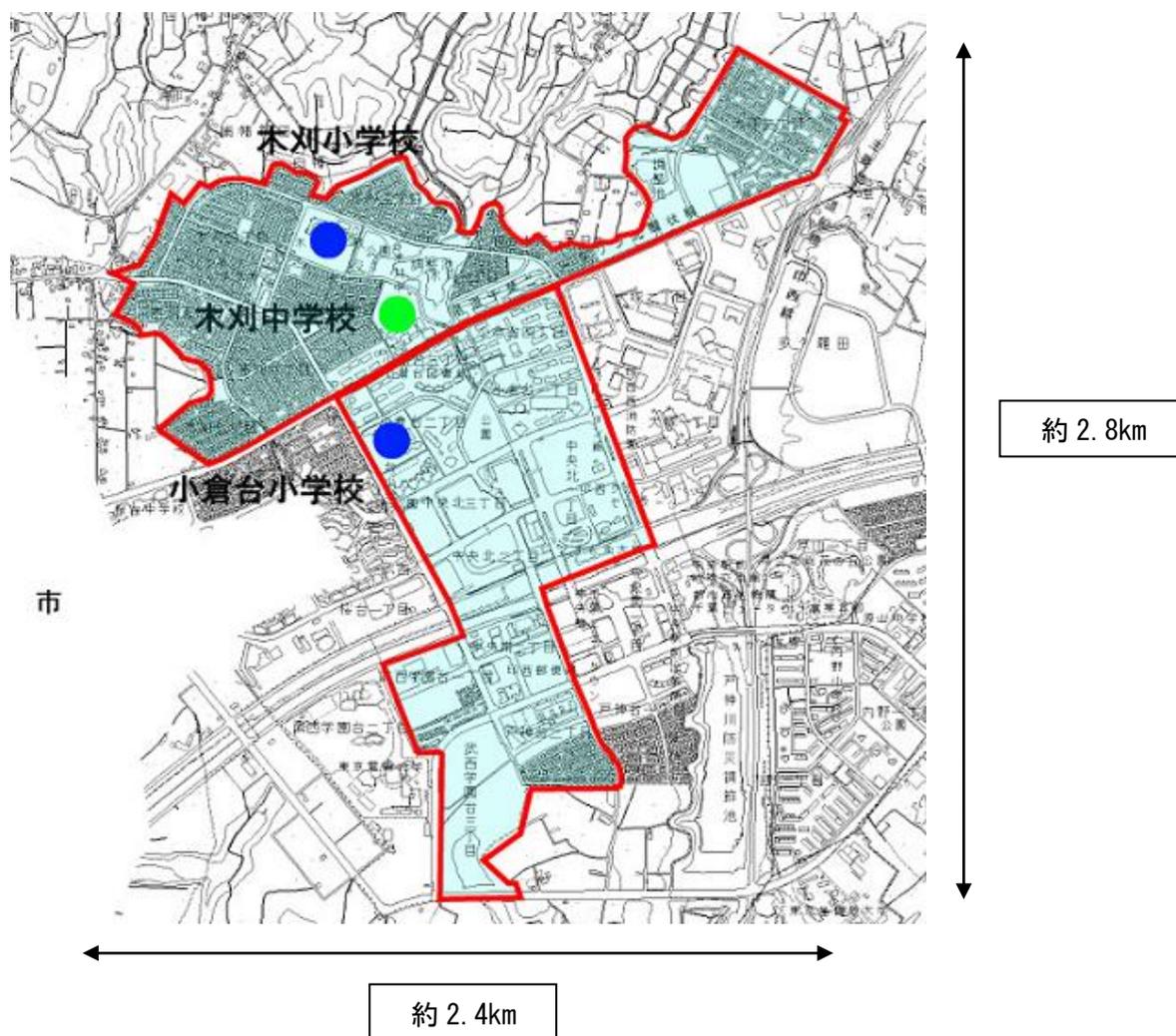
(9) 木刈中学校〔学校規模：平成28年度／適正規模校〕

学区内における生徒数の推移は増加傾向にあり、現在、千葉ニュータウン中央駅周辺の住宅開発が急速に進んでいることから、今後もさらなる増加が見込まれます。これにより、施設教室数の不足が予測されるため、社会増を含めた生徒数の推計を注視するとともに、本基本方針の考え方にに基づき適切な対応を図ることとし、下記の検討結果に至りました。

【検討結果】

学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【木刈中学校の学区】



5 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項について

(1) 児童生徒への配慮

学校適正配置により、児童生徒はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の構築に取り組むこととなります。児童生徒が新しい学校生活にスムーズに移行できるよう教職員の配置はもとより、事前に学校間の交流活動等を計画的に行うなど、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じてまいります。

【具体例】

- ・ 学校見学会の実施
- ・ 事前交流活動（合同授業、合同行事）
- ・ 学校問題対策指導員などの派遣
- ・ 統合に伴う教員配置への配慮
- ・ 意識調査等の実施

(2) 通学への配慮

学校適正配置により、通学路に変更が生じる場合は、通学路の安全確保に努めるとともに、学区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、必要に応じて通学支援策を検討します。

【具体例】

- ・ 通学路の安全マップの作成
- ・ 通学路の安全対策
- ・ 学区拡大に伴うスクールバス運行の検討

(3) 地域への配慮

学校には歴史や伝統があり、地域との結びつきも強いことから、学校適正配置を推進するうえでは、保護者や地域の方々と課題を共有し、理解と協力を得られるように努めます。

【具体例】

- ・ 保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ・ ホームページ等での周知

(4) 統合後の学校施設について

学校は、教育施設であるとともに、防災、保育、市民の交流の場など、地域の中核施設としての役割も担っていることから、統合が行われた場合の学校施設のあり方については、これらの機能に留意しながら検討します。

【具体例】

- ・ 保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ・ 庁内検討組織の設置

◎ おわりに

印西市教育委員会では、印西市学校適正配置審議会からの答申を踏まえ、学校適正配置のあり方及び取り組み方に関する基本的な方針をここにとりまとめました。

現在、本市では学校の大規模化と小規模化が同時に進行しており、早期に対応が求められる学校と中長期的に対応が求められる学校とが点在していることから、中でも学校適正配置の優先度の高い学校を本基本方針における検討対象校とし、具体的な考え方を示しました。

本基本方針において検討対象校とした小規模校6校（小学校5校・中学校1校）は、既に複式学級や欠学年が発生している、或いは近い将来に複式学級の編制が予測される学校であり、一方、大規模校3校（小学校2校・中学校1校）は、新たな宅地開発等に伴う児童生徒数の急増により、近い将来に施設教室数の不足が予測される学校であることから、このような状態が児童生徒の学校生活に与える影響を考慮すると、速やかに是正または軽減に向けた対応を図る必要があります。

本基本方針は、本市の学校教育の基本理念である「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」の実現に向けた取り組みの一つであり、次代を担う子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るため、保護者や地域の皆様の理解と協力を得ながら進めてまいります。

印西市学校適正規模・適正配置基本方針

発行日 平成28年 月

発行 印西市教育委員会教育部学務課

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

電話 0476-42-5111 (代)

